

結核医療費の公費負担申請の手引き

対象者は…

結核を他の人に感染させるおそれがあるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく相模原市保健所長からの入院勧告又は入院期間の延長の通知により、結核病床がある専門病院に入院して治療を受けている方です。

制度のあらまし…

申請に基づいて、入院に係る医療費（保険診療外は除く）及び入院に伴う看護費用の全額を国と相模原市が負担します。

また、結核以外の合併症については、副作用の治療など結核の回復に必要があると相模原市保健所長が認めた場合、その費用を国と相模原市が負担します。

ただし、本人及び同一生計の家族の収入に応じ費用の一部を負担していただきます。

(例)

年間所得税額 147万円以下

自己負担なし

保 険	公 費
-----	-----

年間所得税額 147万円超

自己負担：2万円↓

保 険	公 費
-----	-----

自己負担額とは…

本人、配偶者及び同一生計の直系血族と兄弟姉妹の所得税額を証明する書類を提出していただき、その所得税の合計により自己負担額が決定されます。

患者等の所得税額の合算額	自己負担額又は費用徴収額
1,470,000円以下	0円
1,470,000円超	20,000円

申請の手続きは…

本人、又は家族の方が居住地の保健所に次の書類を提出してください。

- ① 入院の勧告、入院の措置又は入院期間の延長を通知した書面の写し
- ② 結核医療費公費負担申請書（担当医師による診断書の記入が必要です）
- ③ 胸部エックス線写真フィルム（3か月以内に撮影したもの）
- ④ 世帯調書
- ⑤ 世帯全員の住民票（続柄の記載されているもの）
- ⑥ 所得税額を証明する書類

（入院日が1月～6月は前々年のもの、7月～12月は前年のもの）

※④～⑥については、入院期間の延長の通知に基づく申請の場合、前回申請時と変更がないときは、省略します。

所得税額を証明する書類とは…

① 確定申告された方

「確定申告書控の写し」又は税務署発行の「納税証明書その1」

② 給与所得者 勤務先で発行した源泉徴収票

③ 年金受給者 社会保険事務所で発行した源泉徴収票

④ 生活保護を受けている方

福祉事務所発行の「受給証明書」

⑤ その他収入のない方

市（区）町村で発行した「市（町村）県民税（非）課税証明書」

本人、配偶者及び同一生計の直系血族・兄弟姉妹の方で収入のある方について該当する書類を提出してください。

有効期間は…

有効期間は、入院勧告に基づく入院の場合、入院日から33日間、入院期間の延長の通知に基づく場合は、30日間となります。この期間を超えて引き続き入院が必要な場合は、公費負担の有効期間が終了する前までに、次の書類をそろえて保健所に継続の申請をしてください。

① 結核医療公費申請書

② エックス線写真フィルム（最新のもの）

③ 前回提出した書類について変更のあった場合は提出してください。

そ の 他 …

（1）公費負担を受けている期間に住所・氏名又は保険種別等の変更があった場合は保健所にご連絡ください。

（2）所得税額を証明する書類の提出が遅れますと、病院等の事務に支障をきたしますので、自己負担額を正しくすみやかに算出できるようご協力ください。

（3）保健所では病気等についての相談や家庭訪問指導を行っております。

また、患者さんの病状をより正確に把握するために、医療機関に病状報告をお願いする場合があります。

お問い合わせ先

相模原市保健所疾病対策課感染症対策班

TEL（直通） 042-769-7201